

令和 6 年 10 月 31 日

より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて

日本学術会議幹事会

日本学術会議は、これまで一連の総会声明等により法人化をめぐる政府の考え方に懸念を表明してきた。令和 6 年 7 月 29 日に開催された第 12 回有識者懇談会においては、日本学術会議会長名で「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」と題する文書（参考）を提出し、主な懸念事項を簡潔、かつ、わかりやすく 5 項目にまとめて提示した。しかし、残念ながら、有識者懇談会等の議論でもこれらの懸念は払拭されておらず、議論がかみ合っていない。そこには、以下のような理由が存在していると考えられる。

- ・日本学術会議のガバナンスにおいては、既存の考え方にとらわれず自由な発想を伸ばすという学術の本質及び科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点から、一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプトを必要とするという理解が共有されていない。
- ・したがって、政府の法人化案は、依然として行政組織のガバナンス構造を基礎としており、ナショナルアカデミーの特殊性に配慮してこれに若干の修正を施すという発想から抜け出せていない。

ナショナルアカデミーの最重要の役割は、普遍的・俯瞰的観点から勧告権に基づく科学的助言を行うことであり、これまで日本学術会議が示してきた 5 要件¹は、それを実現するために必要不可欠な条件である。監事や外部評価委員を大臣が任命することは、独立行政法人等にはあてはまるものかもしれない。しかし、そのような政府主導によるトップダウン型のガバナンスは、科学的助言の中立性を損なうおそれがあるため、ナショナルアカデミーの基本理念と矛盾する。それ故、仮に日本学術会議を法人化する場合には、別添のような案をもとに議論すべきである。

日本学術会議のより良い役割発揮の実現を目指す本懇談会において、より建設的な議論を行うために、5 要件を充たしつつ、適切なガバナンスを確保するために必要な観点を、以下に改めて提示する。

●ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス

学術の発展は、ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスを必要とし、監事や外部評価委員を大臣が任命するトップダウン型の構造とは相容れない。独立性、自律性を保障された日本学術会議は、学術をすべての人のものとするために、パブリックコメント等を通じて、国会、政府、産業界のみならず、大学等の研究機関、学術団体、NGO、市民を含む幅広い多様な人々とのコミュニケーションと参加を促進する。そのことにより、日本学術会議は、運営の透明性を確保し、それらの多様な主体に対する説明責任を自律的に果たすことを目指す。

●国際性

学術は本来公共財であり、学術が解決すべき課題の多くには国境がない。独立性・中立性の確保をはじめ、ナショナルアカデミーが共通で抱えるガバナンス上の課題についても、日本学術会議が新たに設置した国際アドバイザリーボードを活用するなど、海外のナショナルアカデミーと密接に連携しつつ対応することが望ましい。

¹ 5 要件とは、(1)学術的に国を代表する機関としての地位、(2)そのための公的資格の付与、(3)国家財政支出による安定した財政基盤、(4)活動面での政府からの独立、(5)会員選考における自主性・独立性、をいう。

●組織の基本構造を法定することによる民主的正統性の確保

時の政府の意向に左右されないよう独立性を確保するためには、独立性の保障をはじめ組織の基本構造を法律により定めるとともに、詳細を日本学術会議の会則による自律的な決定に委ねることにより、その独立性を制度的に保障する必要がある。

【参考】法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念（令和6年7月29日 日本学術会議会長）抜粋

日本学術会議幹事会は、6月7日に開催された第11回有識者懇談会に「より良い役割発揮のための制度的条件」と題する文書を提出し、法人化をめぐる論点について懸念する点を表明した。しかし、その後、第5、6、7回組織制度ワーキング・グループ、第4、5回会員選考等ワーキング・グループが開催されたものの、そこでの議論においては幹事会が指摘した懸念は、依然として払拭されていない。

とりわけ、次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること（独立行政法人のようなものは認めがたい）
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オプテーションの考え方の逸脱になる）
5. 選考助言委員会の設置を法定すること（すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要）

「より良い役割発揮のための制度的条件」において指摘した懸念が払拭されるよう、以上の5項目を満たす案も俎上にのせたうえで、さらに議論を深めることを強く求める。

[日本学術会議提出資料]

別添

※本資料は、日本学術会議における検討状況を整理したものである。

	現行	会員制度の改革案	法人化検討案	有識者懇談会において検討中の案
基本的考え方	内閣府の特別の機関（総理大臣の所轄）	内閣府の特別の機関（総理大臣の所轄）	法律によって法人格を付与される特別の法人（総理大臣の所轄）	独立行政法人の制度がベースか。（会長は互選）
設立	—	—	国（特別な法人）	国（特別な法人）
組織	会員＝日本学術会議の推薦に基づき総理大臣が任命 会長＝会員による互選 副会長＝会長が指名 総会＝最高議決機関。規則制定等の重要な決定について議決を経る 幹事会＝会長・副会長及び部長等で組織し、運営に関する事項を審議。規則により会議の職務・権限の一部が委任される。	会員＝日本学術会議の推薦に基づき総理大臣が任命 会長＝会員による互選 副会長＝会長が指名 総会＝最高議決機関。規則制定等の重要な決定について議決を経る 幹事会＝会長・副会長及び部長等で組織し、運営に関する事項を審議。規則により会議の職務・権限の一部が委任される。	会員＝コ・オペレーション方式により総会が選任 会長＝会員による互選 副会長＝会長が指名 総会＝最高議決機関。内規の制定、新規会員の選考・承認等、運営、活動に関する重要な決定について議決を経る 幹事会＝会長・副会長及び部長等で組織し、運営に関する事項を審議。	会員＝総会の承認 会長＝会員による互選（副会長＝会長が指名） 総会＝会員で組織。運営、活動に関する重要事項の決定に当たり、その議決を経る 幹事会＝運営に関する事項を審議。会長、副会長及び会員（いずれも会長が任命）で組織。

	現行	会員制度の改革案	法人化検討案	有識者懇談会において検討中の案
財政基盤	・日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする（法律） ・国の予算	・日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする（法律） ・国の予算	・日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする（法律） ・国の予算	・国が必要な財政的支援を行う（法律） ・交付金、補助金、委託費 等
計画	法定されたものはない。	法定されたものはない。	内規の定めるところにより、運営・活動の基本的な方針（定期的に見直しあり）を作成し、公表	評価委員会等の意見を聴いて中期的な計画を作成
ガバナンス 評価	日本学術会議内に置く外部有識者により外部評価を実施（外部評価書を作成、公表）	日本学術会議内に置く外部有識者により外部評価を実施（外部評価書を作成、公表）	日本学術会議内に外部有識者からなる外部評価委員会を設置。委員会により評価書を作成し、公表。 自己評価書、外部評価委員会による評価書について、パブリック・コメントを実施。	評価委員会の委員を主務大臣が任命
監事	— （大臣官房の監査）	— （大臣官房の監査）	内規で定めるところにより、総会が選任する監事を置く（監査の対象は財務事項に限る） ※会計検査院による会計検査により、財務会計上の適正さが担保される。	主務大臣が任命 ※業務の適正な運営の確保

	現行	会員制度の改革案	法人化検討案	有識者懇談会において検討中の案
会員	会員に関する基本的事項（推薦に基づく任命、任期など）については法律で規定。	会員に関する基本的事項（会員数＝増大、任期など）については法律で規定。	会員及び会員選考に関する基本的事項（コ・オペレーション、会員数、任期など）については法律で規定。	
事務局	国の職員（国家公務員）	国の職員（国家公務員）	国からの出向、又は法人が採用	国からの出向が可能
備考		・ 会員の増大や任期について変更する案	・ 寄付金等の外部資金の受入は、一定の条件の下で妨げない	